

# 堺市難病指定医研修 質問シート

この質問シートは、難病指定医の研修を履修したことを証明する書類に代えるものとして、堺市に提出していただくものです。以下について解答及び自己採点（誤りがある場合は、赤ペンで修正）し、難病指定医の申請に必要な書類と併せてご提出ください。

なお、未記入や解答に誤りがあり修正されていない場合は、研修を修了したものと認められません。

記載医師名	
記載年月日	西暦                      年                      月                      日

以下の事項について、それぞれ当てはまるものにを、また、空欄に語句を記入してください。

1. 下記資料をダウンロードし、全て読んだ後、確認欄にを記入してください。

	資料	確認欄
1	日医総研ワーキングペーパー	
2	堺市難病指定医研修資料	
3	難病法に基づく医療費助成制度の臨床調査個人票（診断書）の作成について	
4	臨床調査個人票記入にあたっての留意事項及び正誤表	

上記全てを読みましたか？

はい                      ⇒2へ進む

いいえ                      ⇒上記全てを読んだ後に「はい」にしてください。

2. 臨床調査個人票を作成予定の疾病番号と疾病名を記入してください。

疾病番号	疾病名

3. 上記2に記載した疾病について、厚生労働省のホームページから「概要、診断基準等」をダウンロードし、十分確認した後に提出書類として添付しましたか？

はい                      ⇒裏面へ進む

いいえ                      ⇒「厚生労働大臣が定める診断基準及び重症度分類」をダウンロードし、十分確認した後に提出書類として添付した上で「はい」にしてください。

4. 以下の質問について、それぞれ正しい場合は○を、間違っている場合は×を記入してください。

	質問内容	解答欄
<b>(1) 難病法に基づく医療費助成制度全般について</b>		
①	臨床調査個人票とは、難病法における「診断書」のことである。 また、その様式は、厚生労働省のホームページで公表されている。	
②	難病指定医には、臨床調査個人票を作成することにより、患者が指定難病にかかっていること（診断基準を満たすこと）及びその病状の程度（重症度）を証する職務がある。	
③	新規申請の際、医療費助成の開始日は、患者（又は保護者）が窓口で申請を行った日である。	
④	新規申請の際には、難病指定医が作成した臨床調査個人票を提出する必要がある。	
<b>(2) 臨床調査個人票を作成する際の注意点について</b>		
⑤	記載する事項全般については、他院の情報に基づくものでもよい。	
⑥	診断基準に関する事項については、臨床調査個人票作成日以前の情報であれば、いつの時点の情報でもよい。	
⑦	重症度分類に関する事項については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、臨床調査個人票作成時から直近6か月間で最も悪い状態を記入する。	
<b>(3) 難病法に基づく医療費助成制度における認定基準、審査について</b>		
⑧	厚生労働大臣が定める診断基準を満たすだけでは医療費助成の対象とはならず、厚生労働大臣が定める重症度分類又は軽症高額該当基準を満たしている必要がある。	
⑨	難病法に基づく医療費助成制度では、疾病ごとに診断基準が異なり、また、Definite 以外に Probable や Possible を含めて医療費助成の対象となる疾病が存在する。	
⑩	臨床的に指定難病の罹患が疑われる症例であったとしても、厚生労働大臣が定める診断基準を満たしていない限り、医療費助成の対象とはならない。	
⑪	指定医は、自らの専門外の疾病などの臨床調査個人票の作成を依頼された場合、他の指定医を紹介することが望ましい。	
<b>(4) その他</b>		
⑫	指定医とは、臨床調査個人票を作成するための医師個人を対象とした資格である。	
堺市ホームページの解答を確認し、自己採点済の方は右の欄に必ず「○」をご記入下さい。 (誤りがある場合は赤ペンで修正してください)		